

イギリス金融規制体制の変更について

築田 優 (和歌山大学)

本報告では、リーマンショック前後に生じた金融市場の混乱を経て変更を重ねつつあるイギリスの金融規制体制について、まずは経緯の全体像について概観する。その後、特に注目すべきと思われる「独立銀行委員会最終報告(“Financial Report –Recommendations”)」を中心に、先行研究の紹介とともに新たな視点からの検討をくわえていく。

<イギリス金融規制改革の主な流れ>

- 2009年2月 2009年銀行法
- 3月 ターナー・レビュー(“The Turner Review : a regulatory response to the global banking crisis”)
- 7月 イギリス財務省(旧) 提案
- 11月 ウォーカー・レビュー (“Walker Review of Corporate Governance of UK Banking Industry”)
- 2010年4月 2010年金融サービス法
- 7月 イギリス財務省(新) 提案
- 2011年9月 独立銀行委員会最終報告(“Financial Report –Recommendations”)
- 2012年1月 EU新財政協定への不参加を決定

[主要参考文献]

- 井上 武[2009], 「欧州における金融規制改革の議論」, 『野村資本市場クォーターリー』 2009年春号, 野村資本市場研究所。
- 小林襄治[2012], 「英国の銀行改革(独立銀行委員会報告)」(講演録), 『証券レビュー』 第52巻3号, 日本証券経済研究所。
- 鈴木利光[2012], 「EUの金融規制改革における英国のポジション」, 『大和総研調査季報』 2012年春号 Vol.6, 大和総研。
- Financial Services Authority[2009], ”The Turner Review : a regulatory response to the global banking crisis”, March 2009.
- HM Treasury[2009], “Walker Review of Corporate Governance of UK Banking Industry”, November 2009.
- Independent Commission on Banking[2011], “Financial Report –Recommendations”, September 2011.

以上